

令和7年度 大久野島未来づくり実行委員会

次 第

日時：令和8年3月12日（木）10：00～

会場：竹原市役所 3F 大会議室

1. 挨拶
2. 出席者紹介
3. 役員を選任
4. 議事

議事1 令和7年度実施概要（報告）

（1）ウサギ部会・広報部会

（2）観光部会

議事2 大久野島ウサギリスク管理マニュアル（案）（協議）

議事3 令和8年度事業計画（議決）

議事4 令和8年度会議開催計画（意見交換）

議事5 その他

（配付資料）

- ・資料1-1 : 令和7年度事業の実施概要（ウサギ部会・広報部会）
- ・資料1-2 : 令和7年度事業の実施概要（観光部会）
- ・資料2 : 大久野島ウサギリスク管理マニュアル（案）（協議）（ウサギ部会・
広報部会）
- ・資料3 : 令和8年度事業計画（案）
- ・資料4 : 令和8年度会議開催計画
- ・参考資料1 : 大久野島未来づくり実行委員会役員一覧
- ・参考資料2 : 島内ルールの周知状況等に関するモニタリング手法候補10項目
（ウサギ部会・広報部会）
- ・参考資料3 : 大久野島未来づくり実行委員会規約
- ・参考資料4 : 大久野島未来づくり実行委員会運営細則

令和 7 年度事業の実施概要（ウサギ部会・広報部会）

1. 会議の開催状況

・第 1 回ウサギ部会・広報部会（合同会議）

令和 7 年 10 月 28 日（火）10：05～12：00

<議題>

- 虐待事件の被害個体の解剖結果（報告）
- 日本における兎出血病の発生状況（報告）
- 島内ルールの周知状況等に関するモニタリング手法（報告）
- 監視カメラの設置に関する調整状況（報告）
- ウサギ危機管理マニュアルの策定（協議）

・第 2 回ウサギ部会・広報部会（合同会議）

令和 8 年 2 月 9 日（月）10：00～12：00

<議題>

- 島内ルールの周知状況等に関するモニタリング手法（報告）
- 大久野島ウサギリスク管理マニュアルの策定（協議）

2. 各事業の実施概要

(1) モニタリング項目等の整理、モニタリングの実施

島内ルールの周知状況等に関するモニタリング内容や方法について協議、調整を進めた。

表 1 に示す 3 項目について試行調査を実施し、モニタリングの平準化のため効率的な手法を検討した。なお、ウサギ個体数については、年複数回の調査を行うことが想定されている「特定のエリア」の選出を行った。

表 1. 実施したモニタリング

項目 番号	モニタリング 候補項目	モニタリング内容	調査時期 (2025 年度)
1-1	ウサギ個体数	全島的なウサギの個体数調査（ラインセンサス）	10 月初旬、10 月下旬、11 月下旬（全 3 回）
1-2	ウサギの 傷病個体数	全島及び南部地域における調査	10 月初旬、10 月下旬、11 月下旬、1 月下旬（全 4 回）
1-3	植生への影響	9 つの調査区を設定し、草本類及び低木下枝への採食状況を調査 調査区 6～9 には植生保護柵を設置	調査：10 月 20-21 日に実施 保護柵設置：12 月 11、12 日に実施

(2) 大久野島ウサギリスク管理マニュアル(案)の作成

2024(令和6)年度に発生したウサギ複数死事案を踏まえて、ウサギに係るリスクのうち、虐待及び感染症拡大を対象にしたリスク管理のマニュアル(案)をまとめた。

(3) ルール普及啓発活動

実行委員会メンバーが連携して、11月30日に利用ルールの普及啓発活動として、パンフレットの配布や注意喚起を行いつつルールの普及啓発の呼びかけを行うとともに、餌の食べ残し及びゴミ類の回収を行った。

なお、モニタリングのため今後は、キャンペーン活動で回収したゴミ(ウサギの食べ残し)を「ニンジン、キャベツ、葉物野菜、果物、ペレット、その他」に分別し、それぞれの計量結果(g)を記録する。

実施時期：令和7年11月30日(日)10:00~12:00

参加人数：計13名(環境省、竹原市、休暇村、ビジターセンター等)

令和 7 年度事業の実施概要（観光部会）

1 会議の開催状況

(1) 第 1 回観光部会

令和 7 年 7 月 7 日（月）10:00～10:43

<議題>

- 先導的官民連携支援事業について（報告）
- 令和 6 年度第 1 回観光部会（令和 6 年 6 月 28 日開催）にて協議持越しの、JR 呉線・新田第 2 踏切付近における繁忙期の歩行者交通整理について
- 令和 6 年度第 2 回観光部会（令和 7 年 2 月 20 日開催）にて要望のあった、大久野島観光における安全対策のための協議の場の設置に関する返答について
- 令和 6 年度大久野島未来づくり実行委員会（令和 7 年 3 月 4 日開催）にて諮問のあった、同委員会規約第 9 条第 5 項を準用して会員以外の者が観光部会へ出席した事例について
- 令和 6 年度大久野島未来づくり実行委員会（令和 7 年 3 月 4 日開催）にて諮問のあった、動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条違反により執行猶予中の者に対する忠海港港湾ターミナル施設の利用禁止措置の適否について

など

(2) 第 2 回観光部会

令和 8 年 2 月 19 日（木）13:30～14:50

<議題>

- 先導的官民連携支援事業（大久野島資源活用等官民連携手法検討会議における検討の状況）について
- 訪問税に係る検討の状況について
- 大久野島観光の安全対策について
- 大久野島における修学旅行受入の動向等について

など

2 議題における主な協議内容

(1) 先導的官民連携支援事業について（第 1 回・第 2 回）

- ・（第 1 回）市から、令和 7 年度において、市が、国土交通省の先導的官民連携支援事業補助金を活用して実施する、先導的官民連携支援事業（大久野島の資源活用及びエリア開発を担う官民連携手法の検討調査事業）の概要説明を行った。
- ・（第 2 回）市から、先導的官民連携支援事業で実施した検討調査（資源調査、インフラ調査、マーケット調査、エリアマネジメント計画及び遺構保存活用計画の検討、官民連携スキームの検討）の内容について報告を行い、今後の課題について説明を行った。

(2) 令和 6 年度第 1 回観光部会（令和 6 年 6 月 28 日開催）にて協議持越しの、JR 呉線・新田第 2 踏切付近における繁忙期の歩行者交通整理について（第 1 回）

- ・ 松本委員から、JR 呉線・新田第 2 踏切における繁忙期の歩行者交通整理について、引き続き協議をお願いしたいとの申し出をいただき、観光部会事務局から、竹原市港湾管理事務所長に伝えることとした。

(3) 令和 6 年度第 2 回観光部会（令和 7 年 2 月 20 日開催）にて要望のあった、大久野島観

光における安全対策のための協議の場の設置に関する返答について（第1回）

- ・ 松本委員から、忠海港の安全対策のための協議の場の設置について再度要望いただいた。
- (4) 令和6年度大久野島未来づくり実行委員会（令和7年3月4日開催）にて諮問のあった、同委員会規約第9条第5項を準用して会員以外の者が観光部会へ出席した事例について（第1回）
- ・ 実行委員会規約において、会員以外の者による「報告」は認めていないため、会員以外の者が「報告」を行う場合には、規約変更を行うなどの整理が必要である。
- (5) 令和6年度大久野島未来づくり実行委員会（令和7年3月4日開催）にて諮問のあった、動物の愛護及び管理に関する法律第44条違反により執行猶予中の者に対する忠海港港湾ターミナル施設の利用禁止措置の適否について（第1回）
- ・ 松本委員から、今後、同様の事案が発生した場合や当該人物が再度来島を試みた際の、忠海港湾ターミナル施設の利用に関する対応について協議すべきであるとの意見をいただいた。
- (6) 訪問税に係る検討の状況について（第2回）
- ・ 市から、大久野島への訪問税の導入を再検討することとなった経緯等について説明を行った。
- (7) 大久野島観光の安全対策について（第2回）
- ・ 市から、令和7年度に市が行った大久野島観光の安全対策の取組（防犯パトロール腕章の作成、防犯カメラの追加設置）について説明を行った。
- (8) 大久野島における修学旅行受入の動向等について（第2回）
- ・ 市から、近年の大久野島における修学旅行の受入状況及び市が竹原 DMO に委託して実施している修学旅行誘致に向けた取組内容について説明を行った。

大久野島ウサギリスク管理マニュアル
～作成経緯及び危機への対応～
(案)

令和 8 年 3 月

環境省 中国四国地方環境事務所

目 次

序章 リスク管理マニュアルの目的	1
1. 大久野島の観光利用とウサギの位置づけ	2
(1) 大久野島の観光利用の動向	2
(2) 大久野島のウサギの動態と法的整理	3
1) 大久野島のウサギの動態	3
2) 大久野島におけるウサギの法的整理	4
(3) 大久野島におけるこれまでの議論の経緯	5
(4) 大久野島における課題	5
2. 大久野島のウサギに係るリスクの考え方	6
(1) 対象とするリスクの考え方	6
(2) 人為的リスク	6
(3) 感染症リスク	6
3. ウサギに係る人為的リスク（詳細）	7
(1) 令和6年度の事件概要、その他の発生事例、法的整理	7
1) 令和6年度の虐待事件の概要	7
2) その他の発生事例	7
3) 法的整理	10
(2) リスクアセスメント（影響、発生要因等）	11
4. ウサギの感染症リスク（詳細）	13
(1) 感染症の種類や過去の発生事例、法的な位置づけ	13
(2) リスクアセスメント（影響、発生要因等）	14
1) 感染症の発生要因と影響	14
2) リスクアセスメントの手順	16
5. 大久野島におけるウサギに係るリスク管理の基本的考え方	18
6. 平常時における予防的リスク管理対策	18
(1) 監視体制	18
(2) 情報共有体制	18
(3) ルールの普及啓発、運用	18
(4) 予防対策	20
7. インシデント発生時における緊急時対応マニュアル	21
(1) 緊急時における共有体制	21
(2) 感染症及び人為的事案への対応	23
(3) 死体回収の方法	25
参考資料	26

序章 リスク管理マニュアルの目的

2024（令和 6）年度に大久野島におけるカイウサギ（以下、ウサギという。）への痛ましい虐待事件は、性善説を前提に島におけるウサギルールを設ける中で起きた。この事件は、ウサギへの虐待行為自体への対応だけでなく、感染症対策についても課題があることを浮き彫りにし、ウサギに係るリスク及びそのリスクへ対応する体制を早期に構築する必要があることを関係者に知らしめた。

大久野島は大部分が国有地であり、全域が国立公園第 2 種特別地域に指定されている。このことから、その管理と運営において、自然公園法の目的である「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」必要がある。そして、遺棄されて繁殖したウサギが生息する大久野島において、関係者は情報の共有も含め以下のことに留意する必要がある。

【留意点】

- ・ 愛護動物であるウサギへの人為的リスク
- ・ ウサギが感染症に罹るリスク
- ・ 人がウサギから動物由来感染症に罹るリスク
- ・ マニュアルを作成し、平常時の状態から問題を早めに検知する体制の構築
- ・ 緊急時の対応と情報共有

以上のことを踏まえ、ウサギに係るリスクに対応するため、本マニュアルを作成した。本マニュアルの作成方針を表 1 に示す。

表 1 本マニュアルの作成方針

リスク管理マニュアルを利用する対象	大久野島未来づくり実行委員会委員、各部会委員、環境省職員、大久野島ビジターセンター職員、休暇村大久野島職員ほか、大久野島の公園管理に係る人物
対象とするリスク	ウサギに係るリスクの中で、人為的なもの及び感染症に基づくもの。
本マニュアルの役割	ウサギに係るリスク及び必要なリスク管理を整理し、感染症の発生拡大及び虐待事件の発生に対応できるように基本的な取組手順を示す。また、虐待事件やウサギの法的位置づけなどの情報を整理し、リスク管理に従事する上での参考資料とする。

1. 大久野島の観光利用とウサギの位置づけ

(1) 大久野島の観光利用の動向

第二次世界大戦中に毒ガスの製造が行われていた大久野島は、そのイメージを払拭するように戦後、観光開発が行われ、1960年代からレクリエーション施設や展望台などが整備されてきた。

現在、島の主たる観光資源とされているウサギの導入については諸説あるが、有力なものとしては、1971年に島外の小学校で飼育されていたウサギ複数頭が放されたことがきっかけとされている。そして、福島大学の兼子伸吾教授によるDNA分析の結果から、様々なタイプが混在していることが明らかとなり、島外からのウサギの持ち込みが繰り返されたことが示唆された。

個体数に関する記録がなくウサギの増加の詳細は明らかではないが、2003（平成15）年に300頭ほどであったものが¹、2018年には900頭以上に増加し、個体数の増加に合わせてウサギの存在が知られるようになった。

大久野島のウサギについては、卯年だった2011（平成23）年に日本のメディアが紹介したことや、2014（平成26）年に香港の新聞社が報じたことなどにより島の様子が海外まで知られるようになり、SNSで国内外に広く発信されたことなどもあり、広く知られるようになったと推察される。そして、ウサギとのふれあいを目的に来島する観光客数が徐々に増え、2017（平成29）年には年間観光客数が36万人に達し、ウサギへの給餌量も増加した。これに伴い、ウサギの個体数が増加し、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の流行による移動自粛時期まで続いたと考えられる。

島に生息するウサギの個体数は、来島者による給餌量に強く依存していると考えられ、感染症の流行など大量死の要因が見られない中、コロナ禍による来島者数の急激な減少に比例してウサギの個体数も大きく減少した。

2024（令和6）年度の中国四国地方環境事務所の来島者へのアンケート調査では、回答者の82%ほどがウサギへの給餌に賛成しており²、来島者のほとんどは、給餌によるウサギとの触れ合いを目的としていると考えられる。

¹ 山田文雄(2019).野生化カイウサギの生態や問題.未来づくりワークショップ勉強会資料

² 環境省 中国四国地方環境事務所(2024)令和6年度グリーンワーカー事業（瀬戸内海国立公園大久野島に係るモニタリング方法検討及び運用等業務）業務報告書 資料編.

(2) 大久野島のウサギの動態と法的整理

1) 大久野島のウサギの動態

2018（平成 30）年以降、環境省または大久野島ビジターセンター（以下、「ビジターセンター」という。）により調査されてきた大久野島のウサギの個体数調査の結果を図 1 に示す。2020（令和 2）年に全島を対象に調査ルート及び探査エリアが設定され、ビジターセンター職員により調査が行われている。調査は試行的なものから始まり、年によって調査頻度や調査月が異なることから、個体数の年変動を比較するために便宜的に前期（夏季）と後期（冬季）に分け、複数回の調査結果の中から確認数が最大であったものを採用した。なお、2020年に調査ルート・調査区が設定されたが、ウサギの出没数や観光客数など現地の状況を勘案して調査が実施されており、各回、調査を実施した時間帯と調査ルート・調査区の進行順番が異なる。

確認個体数は 2018 年前期の 921 頭が最大で、2024（令和 6）年後期の 262 頭が最少であった。2020 年前期から 2022（令和 4）年前期にかけて個体数の減少が続き、2022 年前期には 324 頭まで落ち込んだ。その後、増加に転じ、2023（令和 5）年後期には 510 頭を記録した。

2024 年後期は同年前期と比べて個体数が著しく減少したが、これは、2024 年 11 月から 2025（令和 7）年 1 月にかけて発生したウサギ虐待事件により 100 近くのウサギが死亡したことが影響したと思われる。その後、2025 年前期には虐待事件発生前の個体数に近い 449 頭まで増加した。

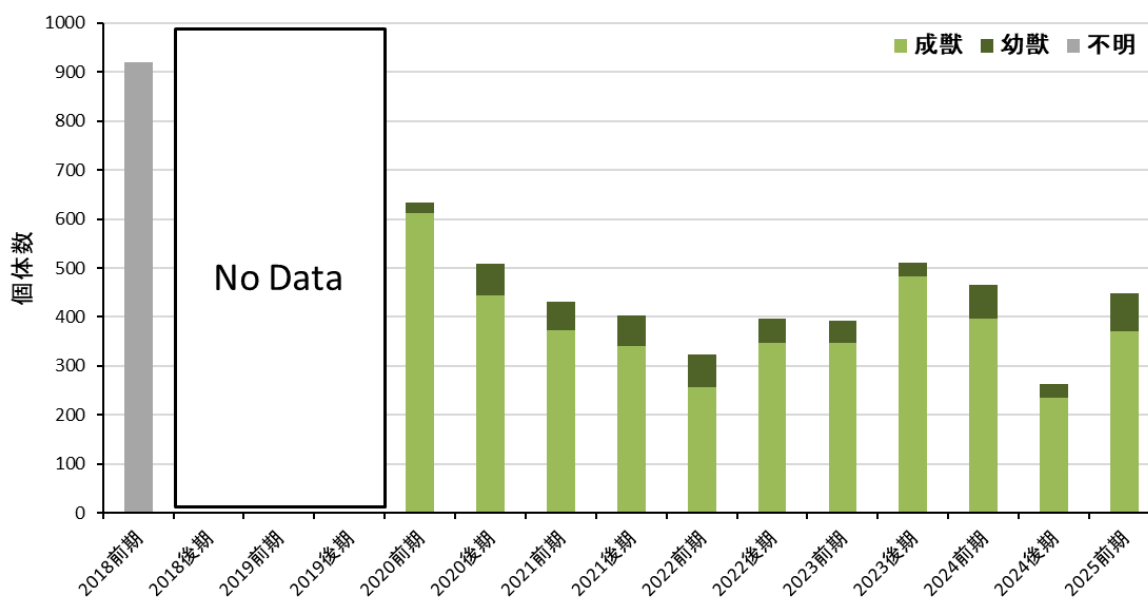


図 1 大久野島のウサギ確認個体数の経年変化

- * 2020 年に調査ルート・調査区が設定されセンサスが毎年継続されている。なお、各回、調査時間帯と進行順番は異なる。
- * 同年同時期に複数回（日）調査が行われた場合は個体数が最多であった結果を採用した。
- * 2018 年の調査では、成獣と幼獣の区別がなかったため、不明とした。

2) 大久野島におけるウサギの法的整理

2024（令和 6）年度のウサギ虐待事件に対する広島地方裁判所呉支部による判決から、大久野島に生息するウサギは、動物愛護管理法における愛護動物に該当すると判断された。

野生生物や外来生物に係る法律（鳥獣保護管理法、外来生物法、動物愛護管理法）におけるウサギの位置づけについて表 2 に整理した。

表 2 大久野島におけるウサギの法律上の位置づけの整理

	鳥獣保護管理法	外来生物法	動物愛護管理法
目的	野生鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化を通じて、生物多様性の確保や生活環境の保全、農林水産業の健全な発展などを通じて自然環境の恵沢を享受できる生活の確保及び地域社会の健全な発展を目的とする（第 1 条）。	生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす外来種を「特定外来生物」として指定し、飼養・輸入・放出などを規制することで、生物多様性の保全と国民生活の安定向上を目的とする。	動物の命を尊重し、虐待や遺棄を防止するとともに、適正な飼養・管理を促進することで、動物による人の生命、身体、財産への侵害や生活環境保全上の支障を防止し、人と動物の共生社会の実現を目的とする（第 1 条）。
ウサギの法的位置づけ	カイウサギは原則として「鳥獣」には含まれず本法の対象外となる。しかし、専ら野生生物を捕食し生息している個体は、本法の対象となる可能性がある。	カイウサギは「特定外来生物」に指定されていない。「生態系被害防止外来種リスト」において、①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大であることと、③絶滅危惧種等の生息・飼育に甚大な被害を及ぼす可能性が高いことからカイウサギは重点対策外来種に指定されている。	カイウサギは愛護動物に指定（第 44 条）されている。しかし、専ら野生生物を捕食し生息している個体の場合は、野生動物であることから法の対象外。
大久野島におけるウサギの位置づけ	大久野島のカイウサギは、島内全域で給餌や給水されており、専ら野生生物を捕食し生息している個体はいないことから対象外。	同上	大久野島のカイウサギは、 <u>島内全域で給餌や給水されていることから、野生動物ではなく愛護動物と位置づけられる。</u>

(3) 大久野島におけるこれまでの議論の経緯

来島者の給餌によりウサギの個体数が増加したことで、ウサギと出会える島としての知名度が上がった。これに伴い地域行政機関や観光事業者などはウサギを観光資源として積極的に活用し、大久野島を中心に地域振興につなげたいという意向が強くなっていった。この他にも様々な形で島に関わっている人々がおり、関係者間で課題や情報の共有が不足している現状にあった。そこで環境省は、2019（令和元）年度に4回にわたり「大久野島未来づくりワークショップ」及び「勉強会」を開催し、その成果を「大久野島未来づくりノート（以下、「未来づくりノート」という。）」としてまとめた¹。

2021（令和3）年には「大久野島未来づくり実行委員会」が組織され、ノートに記された課題から「大久野島来島者のみなさまへのお願い（ウサギのルールについて）」が作成され、そのルールを記した看板の設置、印刷物の配布などの普及啓発を進めた²。

2024（令和6）年度には、ウサギの虐待事件が起きたことから、来島者の保健衛生、安全確保などの観点から再発防止を図るために必要な取組を議論した。現在は、ウサギへの給餌を許容しつつ、瀬戸内海国立公園としての大久野島の在り方が模索されている。

(4) 大久野島における課題

国立公園である大久野島においては、ウサギの観光利用に伴う課題として以下のことが挙げられ、来島者による給餌と、それによるウサギの個体数の増加に係るものと言える。

- ウサギの高密度化（採食や穴掘り）による国立公園の自然環境、生態系への影響
- 給餌により人とウサギの距離が縮まったことによる非意図的なウサギへの傷害発生
- ウサギへの虐待
- ウサギから人への動物由来感染症の感染及び感染拡大
- 現地の受け入れ体制に対するオーバーツーリズムの発生³

¹ 環境省 中国四国地方環境事務所（2020）大久野島未来づくりノート 74pp.
<https://chushikoku.env.go.jp/content/900128020.pdf>（2026年1月5日閲覧）

² 環境省 中国四国地方環境事務所.大久野島来島者のみなさまへのお願い（ウサギのルールについて）
<https://chushikoku.env.go.jp/emergency/2021/04/post-17.html>（2026年1月5日閲覧）

³ 環境省 中国四国地方環境事務所（2020）大久野島未来づくりノート 3.観光に関わる課題グループ 9p.
<https://chushikoku.env.go.jp/content/900128020.pdf>（2026年1月5日閲覧）

2. 大久野島のウサギに係るリスクの考え方

(1) 対象とするリスクの考え方

大久野島は、多くのウサギが生息しており、2025（令和 7）年度に発生したウサギ虐待事件を機にウサギの大量死が発生した際の危機管理が必要であることが明らかとなった。そこで、対象とするリスクは「ウサギに係るリスクの中で、人為的なもの及び感染症に基づくもの」とし、虐待事件や重篤な感染症を疑わせるような通常とは異なる事態が生じた際に備えるものである。

(2) 人為的リスク

人為的リスクとしては、「人とウサギの距離が縮まることによる虐待事件や非意図的な傷害事故」が主たる対象として考えられる。本マニュアルは特に、虐待事件からの反省から、その備えにあたるものである。

(3) 感染症リスク

感染症リスクとしては、「ウサギ間の感染症拡大」と「人の動物由来感染症の罹患」が挙げられる。2025（令和 7）年における虐待事件においては、ウサギの死亡個体が繰り返し確認される中で、初めに感染症を疑ったことから対応に遅れが生じた。この反省に立ち、来島者及び公園管理者ほか島内事業所職員に深刻な危害を及ぼす恐れがある動物由来感染症及び、社会的、経済的に大きなダメージを被る恐れがある家畜伝染病に対応するものである。

3. ウサギに係る人為的リスク（詳細）

(1) 2024（令和6）年度の事件概要、その他の発生事例、法的整理

1) 2024年度の虐待事件の概要

2024年度に発生した虐待事件は、11月26日の異常を感じさせる死亡個体の初確認に始まり、11月中に合計で11個体に上った。しかし、その連絡を受けても詳細な現場検証及び原因究明を図ることはなく、経過観測とした。12月18日に15頭の死体が確認されたことから、感染症の専門家として嘉手苅助教（岡山理科大）に保管していた死亡検体の病理解剖を依頼し、実施することになった。

年が明け2025（令和7）年1月10日には36頭の死体が確認されたことから、大量死について竹原警察署へ連絡し、事件性を含めた見方がされるようになった。大久野島では、ビジターセンター職員とウサギ保護活動の間で情報共有、警戒、監視が図られる中、同月21日に島内で不審者が確認された。この日もウサギ保護活動家によって警戒、監視が行われたことでウサギへの虐待行為が確認された。それをもってウサギ保護活動家により犯人が取り押さえられ、同日中に竹原警察署に引き渡された。広島地方裁判所呉支部は当該者を動物愛護管理法違反で起訴。4月14日にウサギ7個体に対する虐待行為で懲役1年の判決が被告人に言い渡された。

経緯は参考資料の表に記載している。

2) その他の発生事例

野外における愛護動物及び野生動物に係る虐待行為の事例を調べ8例について表3に示す。類似性のある事例から教訓を得るため、対象とする法律は動物愛護管理法及び鳥獣保護管理法とし、ノラ化した愛護動物と野生動物に対する死傷、または捕獲・飼育に伴う虐待行為の事例を収集した。また、法規は度々、改定されることから、過去20年間を収集の目安とした。主な事項として以下のことが挙げられる。

【犯行の傾向】

- 対象動物はネコが7例（重複あり）、カラスが1例、ニホンザルが1例であった。
- 農薬などの薬剤による殺傷は3例（ネコ、カラス）あった。
- 虐待による殺傷は4例（ガスバーナー、つるし上げ、地面へのたたきつけ、自作空気銃などによる；ノラネコ）あった。
- 違法捕獲と飼育は1例（ニホンザル）あった。
- 殺傷頭数の最大は13頭であった。
- 動機については情報が限られているものの、駆除、ストレス、威嚇されたことによる怒りなどであり、計画的なもの、突発性のものがあった。
- 事例の中には証拠不十分で不起訴になったものがみられた。

以上のことから、虐待行為を行う理由やその行為は様々であり、突発的な怒りによるものよりも計画性のある事例が目立ち、中には複数回や数か月にわたる事例があった。殺傷方法においても計画的なものが見受けられた。これらの事例から、虐待の可能性が疑われる死体が複数頭発見された場合は、以下の情報収集に努める必要がある。

【情報収集事項】

- 虐待行為を疑わせる現地の状況証拠（血痕や凶器、ウサギの死体の場所や時間の偏り）
- 虐待行為の目撃情報の収集（十分な証拠の収集）

表 3 野外における愛護動物及び野生動物に係る虐待行為に係る類似事例

No.	種類	発生場所	発生日	動物種	頭数	内容	適用法	判決・刑罰等	参考文献
1	殺傷	神奈川県相模原市	2018年11月17日、24日頃	ネコ	5	農薬（ランネート）を混入させた毒餌による殺傷	動物愛護管理法	起訴後、情報なし	「令和4年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
2	殺傷	福岡県北九州市	日付不詳	ネコ、カラス	複数	長年にわたる毒餌による殺傷 犯行動機はカラスに対する駆除または脅し	動物愛護管理法 鳥獣保護法	不起訴	「令和4年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
3	虐待	静岡県浜松市	2021年6月24日	ニホンザル	2	違法捕獲 ふんが堆積した状態で飼育	動物愛護管理法 鳥獣保護法	2名にそれぞれ 罰金刑10万円、5万円 （動物愛護管理法）	「令和4年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
4	虐待	福岡県福岡市	2016年11月11日	ネコ	1	結束バンドでつるし上げ、頭を数回蹴る	動物愛護管理法	書類送検	「平成30年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
5	殺傷	埼玉県深谷市	2016年3月～2017年4月	ネコ	13	捕獲器で捕獲し、ガスバーナーや熱湯によって殺傷	動物愛護管理法	懲役1年10カ月 （執行猶予4年）	「平成30年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
6	殺傷	東京都大田区	2014年4～9月	ネコ	複数	絞首、地面へのたたきつけ 農薬（モノミル等）を混入させた毒餌による殺傷 犯行動機はストレスのほけ口、ノラネコへの餌やりに対する憤慨	動物愛護管理法	懲役1年6カ月 （執行猶予3年）	「平成30年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
7	殺傷	大阪府大阪市	2008年11月20日	ネコ	1	尻尾をつかんで振り回し、地面にたたきつける 犯行動機は威嚇されたことへの立腹	動物愛護管理法	書類送検	「平成21年度 動物の虐待事例等調査報告書」（環境省）
8	虐待	奈良県王寺町	2023年12月	ネコ	4	自作空気銃での射撃による傷害	動物愛護管理法	懲役1年6カ月 （執行猶予3年） 空気銃の構成部品の没収	奈良県王寺町における猫傷害事案の報告（特定非営利活動法人どうぶつ弁護士団）

3) 法的整理

大久野島における2024（令和6）年度の虐待事件においては、島内で確認されたウサギの死亡個体99頭のうち7頭に対して虐待を行い、又は、愛護動物をみだりに傷つけ若しくは殺したこと、遠方から2度にわたり来島して行為に及んでおり犯行の常習性が認められるほか、強固な犯意に基づく計画的な犯行によることから、動物愛護管理法違反として懲役1年（執行猶予3年）の有罪が言い渡された。

(2) リスクアセスメント（影響、発生要因等）

リスクアセスメントとは、一般的に事業場等にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順を指す¹。対象となる事業や取り組みによりリスクアセスメントの方法は異なってくるが、厚生労働省が示す労働災害防止対策に伴うリスクマネジメント²を参考に、リスクの洗い出しを行った。

大久野島におけるウサギに係るリスクとその原因や影響と対策について表 4 に整理した。ウサギに係る人為的リスクとして6つが考えられ、虐待事件や傷害事故の発生に係るものが2つ、感染症の拡大に係るものが2つ、衛生環境の悪化に係るものが2つである。

ウサギに係る人為的リスクのアセスメントとしては、直接的なものとして表中の No. 1「人とウサギとの距離が縮まることによる虐待事件の発生」と No. 2「人とウサギの距離が縮まることによるウサギのケガ」が挙げられる。また、想定されるリスクすべてに給餌が間接的に関わっており、個体数の増加や高密度化、密集が招くものとしての No.3 から 6 が挙げられる。

リスク管理の考えうる対応策として、①巡視・管理の強化、②島内ウサギールの周知、③場所の制限、④給餌品目・量の制限、⑤人の立ち入り制限、⑥来島者の手や靴などの消毒の6つが考えられ、人為的リスクに対しては、①から⑤の対策が該当する。

¹ 厚生労働省 職場の安全サイト 安全衛生キーワード リスクアセスメント

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html（2026年1月5日閲覧）

² 厚生労働省・中央労働災害防止協会（2007）事例でわかる職場のリスクアセスメント. chrome-extension://efaidnbmninnibpcjpcglclefindmkaj/https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eis/ei14/dl/j070501.pdf（2026年1月5日閲覧）

表 4 大久野島におけるウサギに係るリスクの原因と考える対策

No.	リスク区分		リスク分野	リスクとなる事項	原因	インパクト（影響）	考える対策
	人為	感染症					
1	○		障害事故や虐待事件の発生	虐待事件の発生	給餌による人馴れ（接近）やウサギの過密状態	・来島者や職員への危害や虐待に伴う外的傷またはその防止対応 ・違法行為などへの対応による管理コスト上昇	①②③④⑤
2	○			不慮の事故による負傷、交通事故などのトラブル	給餌による人馴れ（接近）やウサギの過密状態	・自動車接触事故の処理に係るコスト上昇 ・公園管理、業務運営上の社会及び経済上の損失（コスト上昇を含む） ・公園管理者の事後処理などのコスト負担	②③④
3	○	○	感染症の拡大	高密度化によりウサギ間の感染症拡大	過度な給餌によるウサギの高密度化	・重篤な感染症の場合、来島者の減少や入島規制に伴う経済損失 ・指定家畜伝染病予防法の届出伝染病等の場合、周辺地域への拡散（被害）防止のためのコスト負担と社会的ダメージ	①②③④⑤⑥
4	○	○		来島者が動物由来感染症に罹患	給餌を主とする触れ合いやウサギの高密度化、衛生対応の不備	・給餌などにより人とウサギが接触することで動物由来感染症の感染リスクが高まる	②③④⑤
5	○	○	衛生環境の悪化	ウサギの高密度化による衛生環境の悪化	給餌による人馴れ（接近）やウサギの過密状態	・ウサギはストレスに弱く高密度状態は免疫力を低下させる ・病原体が蔓延しやすい状況となり、動物由来感染症の感染リスクが高まる	②③④⑤⑥
6	○	○		放置餌の採食に伴う体調不良ウサギの増加	過度な給餌や餌の放置	・放置餌や体調不良のウサギを捕食することによりウサギを捕食する動物の増加につながる ・残渣などがウサギの体調不良を誘引し動物由来感染症の感染リスクを高める	①②③④⑤⑥

① 巡視・管理の強化、② 島内ウサギルールの周知、③ 場所の制限、④ 給餌品目・量の制限、⑤ 人の立ち入り制限、⑥ 来島者の手や靴などの消毒

4. ウサギの感染症リスク（詳細）

(1) 感染症の種類や過去の発生事例、法的な位置づけ

家畜伝染病予防法においてウサギが対象となる主な感染症は、人獣共通感染症である「野兔病（やとびょう）」と、致死性の高いウイルス性疾患である「兎出血病（うさぎしゅけつびょう、兎ウイルス性出血性疾患：RHD）」の2つが届出伝染病に指定されており、特に注意すべき疾病である。

野兔病は野兔病菌によるもので、ウサギは感受性が高く短期間で死亡する。兎出血病は兎出血病ウイルス（RHDV）によるもので、幼齢から成獣まで広く感染し高致死率を示す。これら2つの感染症が大久野島で確認された場合は、拡散防止対策が必要となる。

野兔病については、1999（平成11）年以降、国内における発症報告はない¹。兎出血病については、2019（令和元）年以降の国内発生状況を表5に示す。

表5 日本国内における兎出血病の報告数

年度	発生県と個体数
2019 (R1)	茨城 1 件 (1) , 愛媛 1 件 (10)
2020 (R2)	岩手 2 件(7),福島 1 件(5), 茨城 1 件(1),栃木 1 件(4),千葉 2 件(26)
2021 (R3)	秋田 1 件(4)
2022 (R4)	山形 1 件(1)
2023 (R5)	報告なし
2024 (R6)	報告なし

* 括弧内の数値は頭数を表す。

出展：農林水産省：監視伝染病の発生状況

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/kansi_densen/kansi_densen.html

大久野島においては、2018（平成30）年10月9～11日にウサギの健康状態調査が実施され、ウサギが保有している細菌・ウイルスについても調べられた。その結果を表6に示す。（なお、2025（令和7）年度においてもランダム捕獲による疾病検査・分析は進められている。）

表6 ウサギの健康状態調査（2018年）による保有ウイルス・細菌

検出方法	感染症・細菌種	検出数	検出率
血清抗体 (感染症)	E型肝炎ウイルス	20/60	33%
	日本脳炎ウイルス	4/60	7%
	トレポネーマ（ウサギ梅毒）PRPテスト	39/53	74%
	トレポネーマ（ウサギ梅毒）TPHAテスト	42/55	76%
鼻腔スワブ (細菌種)	黄色ブドウ球菌 <i>Staphylococcus aureus</i>	13/60	22%
	パストレラ菌 <i>Pasteurella multocida</i>	10/60	17%
	肺炎桿菌 <i>Klebsiella pneumoniae</i>	1/60	2%
	プロテウス菌 <i>Proteus mirabilis</i>	4/60	7%
	セレウス菌 <i>Bacillus cereus</i>	1/60	2%

¹ 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト 野兔病（詳細版）

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/tularemia/010/tularemia.html>（2026年1月5日閲覧）

(2) リスクアセスメント（影響、発生要因等）

感染症のリスクアセスメントの目的としては被災地において被災者の疾病罹患や死亡を減らすために必要な介入の優先順位づけに役立つ事例¹などが知られる。自然公園法に則った来島者の安全安心の確保と国立公園の利活用と保全のためのリスクアセスメントとして、来島者への感染症予防、拡大防止が最大の目的と言える。

1) 感染症の発生要因と影響

ウサギに見られる動物由来感染症について表 7 に示す。これらのうち、平成 30 年のウサギ健康状態調査でパストツレラ症、黄色ブドウ球菌、E 型肝炎ウイルスの 3 つの保有が確認された。これらは、日常生活で触れる機会が多いもので、人や犬猫などのペットなども保有している細菌・ウイルスであり、治療法が確立していることからほとんどの場合、重篤化しない。

家畜伝染病予防法により届出伝染病に指定されている「野兎病」と「兎出血病」が確認された場合は、島外のウサギ飼育施設への影響を回避するために処分を含めた拡散防止措置を講ずる必要がある。また、近年、発症例が全国的に広がりを見せている SFTS（Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome 重症熱性血小板減少症候群）は、ダニ刺されによるダニ媒介感染症であり、イノシシの島外からの侵入が起きていることから、警戒すべき対象となる。なお、ウサギについては発症するかは分かっていない。

【侵入経路と対策】

各疾病で感染経路は異なるが、接触やダニなどの寄生虫や蚊による媒介、糞便などが感染経路となることから、島外から野鳥やネズミ、イノシシ、来島者により持ち込まれることが考えられる。また、風や漂着による侵入も考えられる。対策としては、こまめな消毒、虫刺されを防止する薬剤の使用と服装、付着確認と払い落としが重要となる。

¹ 国立感染症研究所感染症情報センター リスクアセスメントの方法・考え方について（解説） .
<https://id-info.jihs.go.jp/niid/ja/from-idsc/2451-kaisetu.html>（2026 年 1 月 5 日閲覧）

表 7 ウサギにみられる人獣共通病に関する概要

分類	疾患名	病原体または原因	人の症状	ウサギの症状	人への感染経路	予防法
細菌性	パスツララ症	<i>Pasteurella multocida</i> (グラム陰性小桿菌)	咬傷部の炎症、膿瘍 気管支拡張症 髄膜炎、敗血症	鼻汁、くしゃみ、肺炎、膿瘍形成	咬傷・引っ掻き	傷の消毒、 ウサギの口腔管理
	野兔病	<i>Francisella tularensis</i> (野兔病菌)	発熱、リンパ節腫脹、肺炎型など	発熱、食欲低下、リンパ節腫脹、 急死	マダニ、接触、死体	手袋使用、マダニ対策
	皮膚糸状菌症	皮膚カビ (リングワーム菌)	円形脱毛、かゆみ	脱毛斑、鱗屑、かさぶた	接触	清掃、感染個体の隔離、 手洗い (人)
ウイルス性	黄色ブドウ球菌症	黄色ブドウ球菌	膿瘍、鼻炎、肺炎	皮膚膿瘍、乳腺炎、鼻炎、肺炎	接触、咬傷・引っ掻き	傷の消毒、衛生管理 手袋・マスク
	E型肝炎	Rabbit HEV (特にHEV-3ra)	急性・慢性肝炎	多くは無症状、 ALT上昇、慢性感染、胎児喪失 (妊娠時)	ウサギ肉摂取、 糞便・血液排泄、 環境媒介 (水・野菜)	肉の十分な加熱、衛生管理、 免疫抑制者の接触回避 (人)
	ウサギ出血病 (RHD)	RHDV / RHDV-2	ヒトには感染しない	突然死、鼻出血、元気消失、食 欲廃絶、発熱、痙攣、黄疸	人には感染しない (ウサギ間で伝播)	バイオセキユリティ強化、 輸入時の検査
寄生虫性	ツメダニ症	<i>Cheyletiella parasitivorax</i> (ウサギツメダニ)	一過性のかゆみ、紅斑 数週間で自然治癒	大量のフケ、脱毛、皮膚の発赤、か ゆみ	接触	ウサギや寝具の駆虫、清掃、 手洗い (人)
	クリプトスポリジウム症	<i>Cryptosporidium</i> 属 (原虫)	発熱、下痢、腹痛	水様性下痢、脱水、体重減少	糞便 (経口感染)	糞便処理、手洗い (人)
	ジアロジア症	<i>Giardia duodenalis</i>	水様性下痢、腹痛	軟便、腹部膨満、食欲低下	糞便 (経口感染)	糞便処理、手洗い (人)
その他	リーシムニアア症	<i>Leishmania infantum</i> (原虫)	皮膚潰瘍、鼻出血、内臓腫脹	衰弱、脱毛、皮膚潰瘍、眼病変、 リンパ節腫脹	サシチョウバエ媒介、 血液、母子感染	媒介昆虫対策
	レプトスピラ症 (ワイル症)	<i>Leptospira</i> 属	発熱、頭痛、筋肉痛、黄疸	発熱、黄疸、元気減退	汚染水・尿	水場管理、消毒
	鼠咬症	<i>Streptobacillus moniliformis</i> など (グラム陰性桿菌)	発熱、発疹、関節痛	媒介源となるが症状は不明	咬傷	咬傷処置、衛生管理

*引用・参考文献は参考資料に掲載

2) リスクアセスメントの手順

リスク管理の主たる対象は、家畜伝染病予防法において届出伝染病に指定されている「野兔病」と「兎出血病」の2つとする。

感染症リスクアセスメントの手順¹を図 2 に示す。①から③までは「リスクの洗い出しと評価」となり、④と⑤は「リスクに対する取り組み」や「体制づくり」を示している。

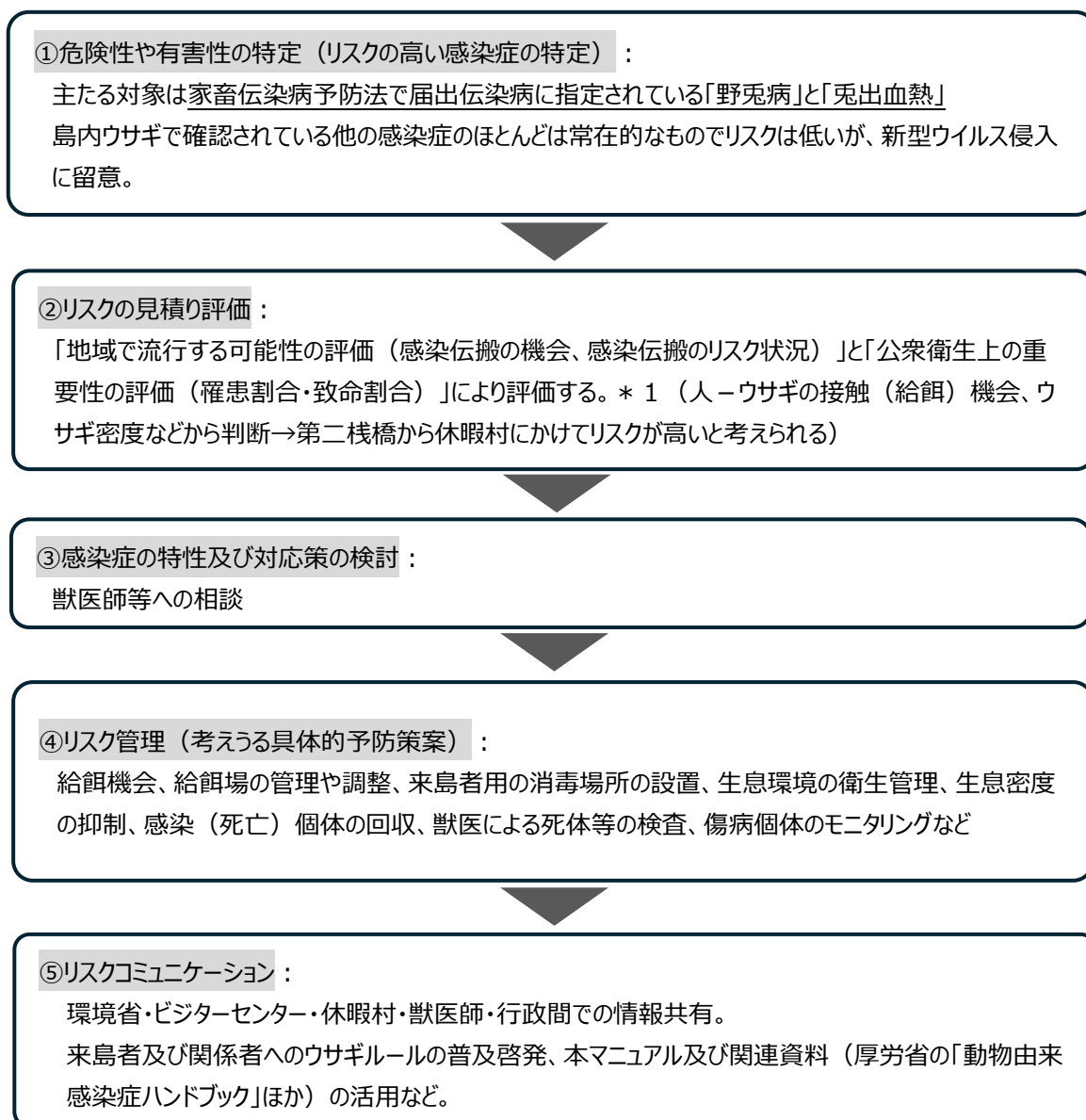


図 2 感染症リスクに関するアセスメントの流れ

* 1 参考文献：避難所におけるリスクアセスメントの方法・考え方について（解説）国立感染症研究所感染症疫学センター
chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://id-info.jihs.go.jp/relevant/disaster/020/RAGuidance20160419.pdf (2026年1月5日閲覧)

¹ リスクアセスメントの進め方、書き方、そして事例まで（一般財団法人中小建設業特別教育協会）
https://www.tokubetu.or.jp/risk_assessment.html (2026年1月5日閲覧)

大久野島において病気に感染する可能性が高い場所は、「ウサギの生息密度が高い場所」及び「給餌によりウサギが集まる場所」と考えられる。該当する場所としては、2025（令和 7 年）度のウサギ個体数調査により抽出された「特定のエリア」が挙げられる。「特定のエリア」を図 3 に示す。

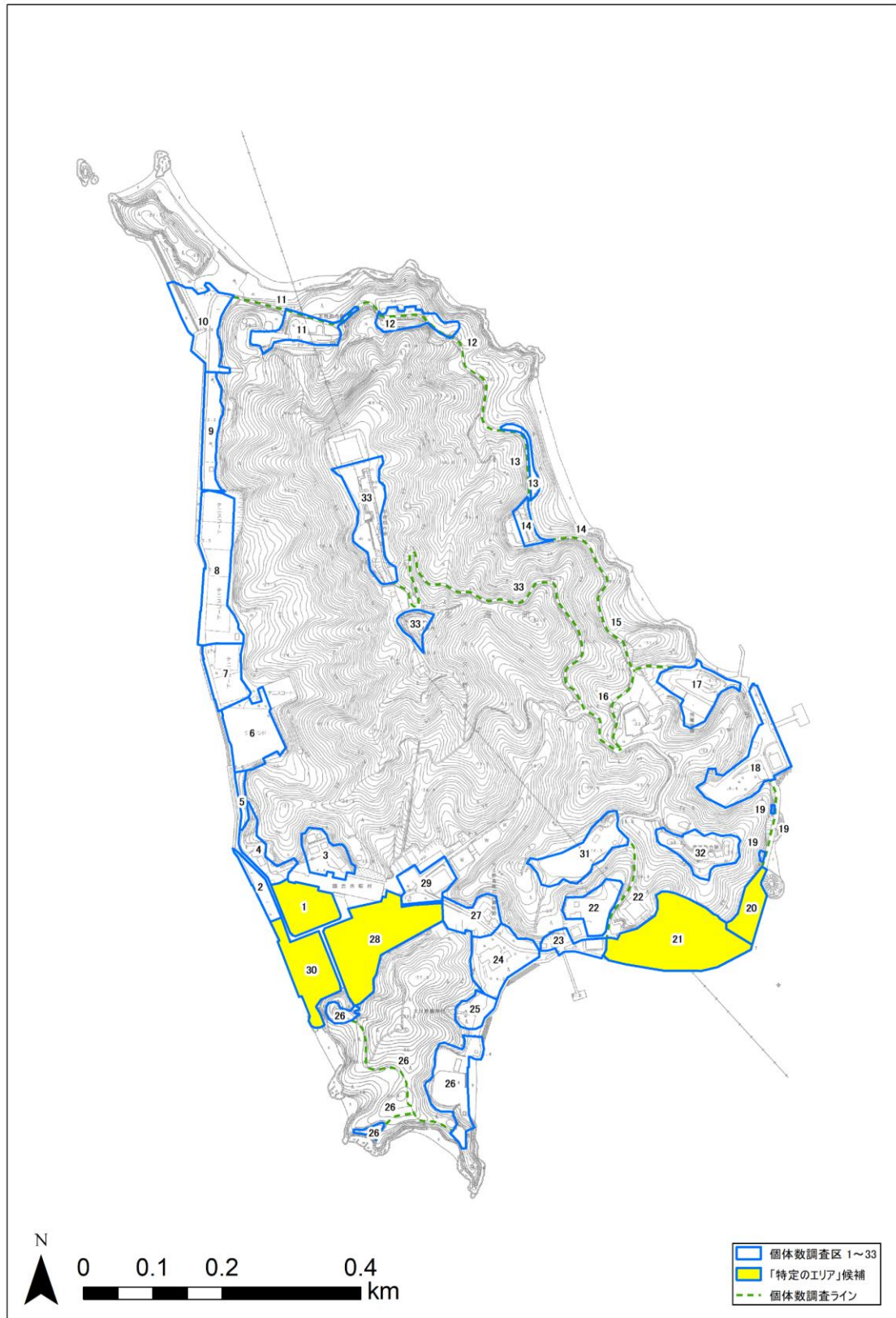


図 3 特定のエリア

5. 大久野島におけるウサギに係るリスク管理の基本的考え方

本リスク管理マニュアルは、ウサギに係るリスクのうち、その原因が人為的なものと感染症によるものを対象とし、想定される危害や危機に対応するものである。大久野島に関わる各機関、事業者、来島者等は、大久野島の恩恵を受け、島の資源を享受していることから、協働でリスク管理にあたるものとする。

6. 平常時における予防的リスク管理対策

(1) 監視体制

緊急事態をいち早く察知するために平常時からリスク管理につながるモニタリング（傷病個体数調査及び個体数調査）を実施し、関係者間の情報共有体制を整備する。平常時における共有体制を図 4 に示す。平常時においては、島内の日常管理や来島者への対応を行っている島内及び港・船関係者と環境省広島事務所の間で、必要な情報を迅速に共有する仕組みとする。

平常時から、休暇村大久野島（以下、「休暇村」という）と大久野島ビジターセンター（以下、「ビジターセンター」という）が核となり協力して、日常の管理・運営の中で島内の情報を集約し、共有する（図 4 中の①）。情報収集や監視の強化にあたっては、島の保全やウサギ保護活動にあたる方々とのネットワークの活用や協働の推進を図る。

(2) 情報共有体制

平常時における島内での発生事象に関しては、基本的に島内に常駐する休暇村とビジターセンターの 2 者間で状況を共有した後（図 4 中の①）、島外の広島事務所に対して、共有すべきリスク管理に係る情報について速やかに共有する（図 4 中の②）。

広島事務所は、必要に応じて広島県、竹原市、中国四国地方環境事務所、及び忠海港・盛港・三原港・広島港・船関係者と情報を共有する（図 4 中の③）。また、状況に応じて巡視や現地対応を行う（図 4 中の④）。

(3) ルールの普及啓発、運用

ウサギや野生鳥獣などに対する虐待行為の防止や感染症に係るリスクの低減には、給餌マナーや接触回避を示したウサギルールの徹底が望まれる。現在、船内や桟橋などで来島者向けにウサギルールの普及放送がなされているが、その意義や狙いは十分伝わっていないと考えられる。そこで、発信情報の改善を図るために環境省、ビジターセンター、休暇村ほか関係機関等が協力して教育効果の向上を図る。

平常時における共有体制

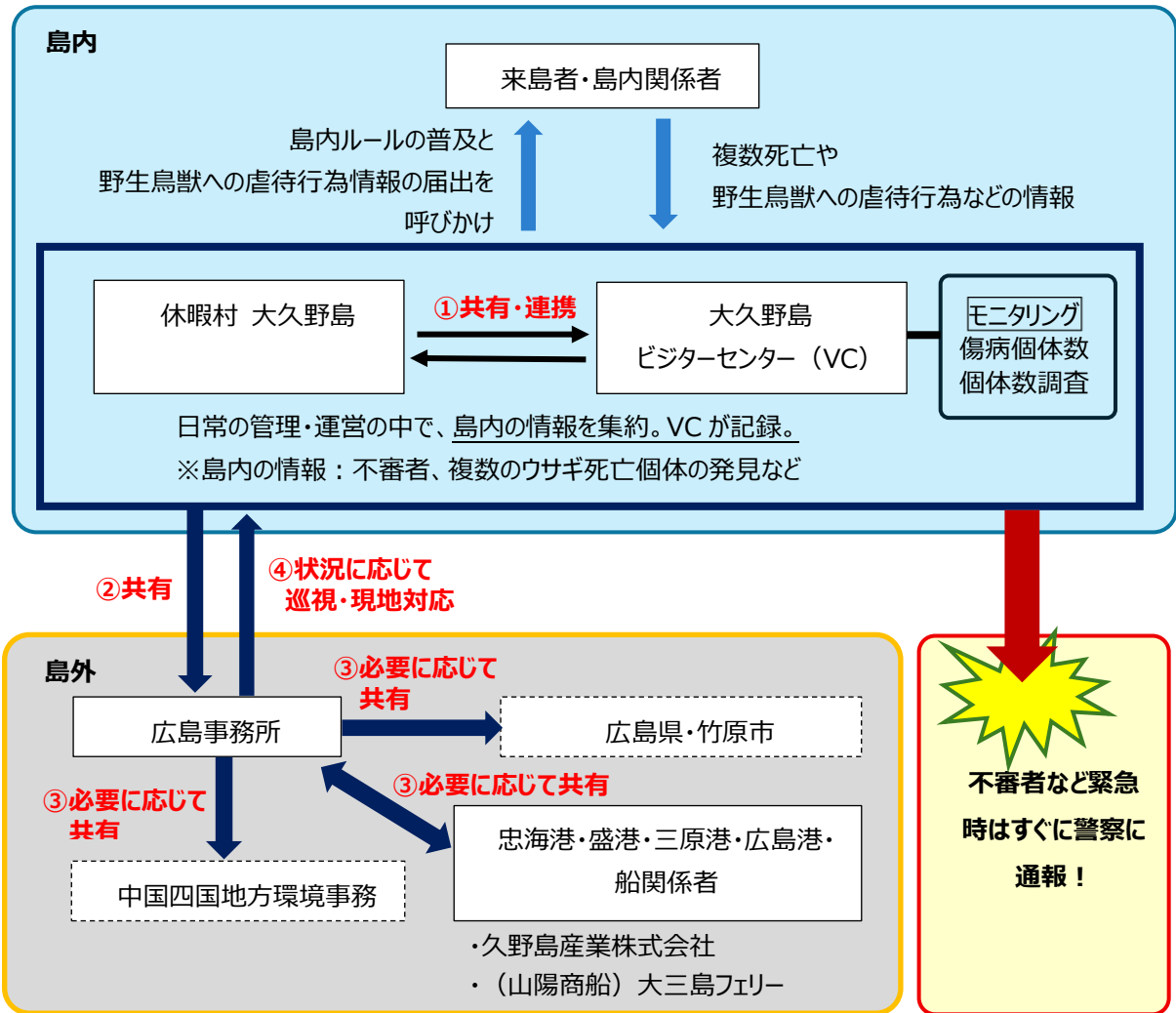


図 4 平常時における共有体制

(4) 予防対策

島内での感染症の侵入、拡大を防止する上では、平常時から予防措置を講じておくことが重要である。大久野島においては、コロナ禍で一度、個体数が減少したものの観光客数の戻りに合わせてウサギの個体数が増加している。特に観光客による給餌が多い第二栈橋から休暇村にかけては、ウサギの生息密度が高く、感染症の感染拡大を招きやすい。島外からの感染症の侵入、拡大防止を図るために以下のことが挙げられる。

- ウサギに触らない
- 来島前と離島時に手洗いを徹底する
- 靴の裏側及びベビーカーやキャリーケースのキャスター部、自動車のタイヤの消毒 ※詳細は下記

ウサギに触らないことと、手洗いについては、大久野島のウサギルールで示されており、その重要性の普及が図られているが、「靴の裏側及びベビーカー、スーツケースのキャスター部、自動車のタイヤの消毒」は、これからの課題である。このため「来島者用の消毒場所の設置」が望ましい。なお、これを進めるために必要な取り組みは以下となる。

【靴の裏側及びベビーカーやスーツケースのキャスター部、自動車のタイヤの消毒推進に必要な手順】

- 消毒の実施・運用コストの捻出（来島者からの協力金の徴収など）
- 消毒を行う手順、方法の検討
- 消毒場所の検討（船着き場が最適と考えられる）

消毒液をマットに浸し、来島者にはその上を歩いて頂くことで消毒を行う。来島時と離島時にそれぞれ行うことで、感染症の拡散防止に努める。この取り組みは、外来種対策のために入場時に靴裏を洗い種子を落とす取り組みと似ており、来場者への普及啓発効果が高く、理解者、協力者の増加につながる。

7. インシデント発生時における緊急時対応マニュアル

(1) 緊急時における共有体制

緊急時（インシデント）における共有体制を図 5 に示す。

緊急時は、ビジターセンターを島内の窓口とし、休暇村と協力して情報の一元化を図る（図 5 中の①）。集まった情報は、確認場所・日時・写真（当該個体や周辺環境を含む）やその概要など、発生事案の状況が分かるようにビジターセンターがとりまとめる。ビジターセンターの休館日は、休暇村が代役として情報集約し、ビジターセンターに提供する。不審なウサギの死亡個体を発見した場合は、休暇村及びビジターセンターが中心となり、広島事務所が協力して回収する。対応や死亡個体の処分方法については、中国四国地方環境事務所に判断を仰ぐ（図 5 中の②）。

ビジターセンター（休館日は休暇村）は、情報を取りまとめる前に広島事務所に一報を入れることとし、広島事務所はとりまとめた情報を、中国四国地方環境事務所に報告する（図 5 中の②）。

広島事務所又は中国四国地方環境事務所は、広島県の動物愛護担当部署に連絡し、動物愛護管理推進計画等に基づく虐待事象であるか判断を依頼。関係機関との連携により対応策を検討する（図 5 中の③）。

広島事務所と島内関係機関は巡視を強化し、中国四国地方環境事務所は大久野島未来づくり実行委員会・構成員や専門家に情報共有し、必要な対策を検討する（図 5 中の④）。

大久野島未来づくり実行委員会・構成員及び専門家は、必要性に応じて協力する（図 5 中の⑤）。また、必要に応じて緊急対策会議など協議の場を設ける（図 5 中の⑥）。

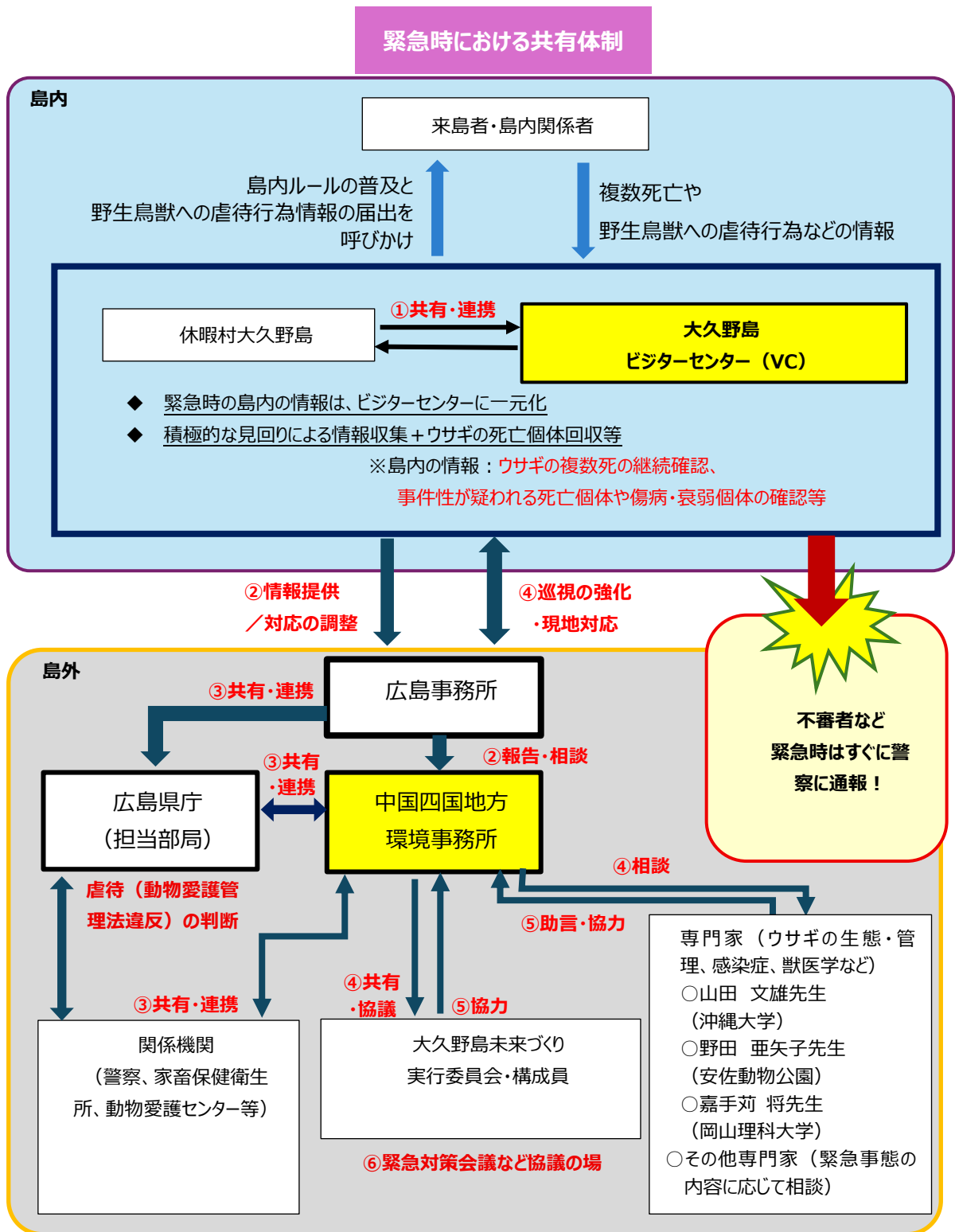


図 5 緊急時 (インシデント) における共有体制

(2) 感染症及び人為的事案への対応

基本的事項として、感染症の発生時には「保健所による対応を図ること」、人為的事案の発生時には「監視の強化を図ること」が最終的な対応になるが、それに向けた現地における人為的事案への対応を図 6 に示す。

「野兎病」あるいは「兎出血病」の感染が確認された場合や、短期間にまとまった数のウサギの死亡個体が継続的に確認された場合、あるいは環境省が事件性を疑う死亡や重傷個体が発見されたりするなど平常時とは異なる状況が確認された場合には、緊急事態のおそれがあると判断し、速やかに図 6 に示す流れで各関係機関が協力して対応する。なお、死亡や重傷個体の対象は、ウサギに限定せず野生鳥獣全般を含むものとする。

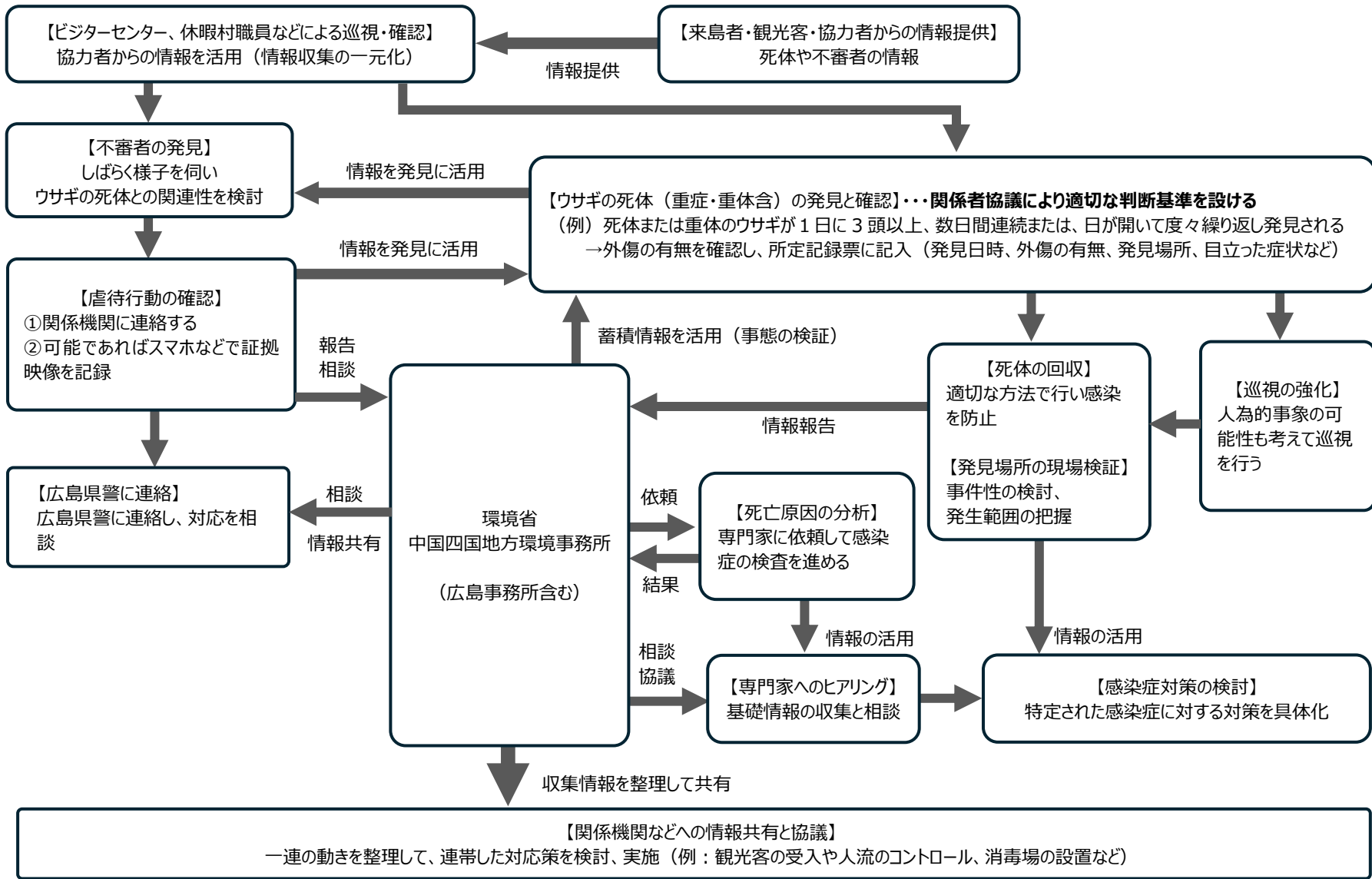


図 6 現地における人為的事案への対応

(3) 死体回収の方法

感染拡大を防ぐため、島内でウサギの死体を確認された場合、死体及び回収に関する記録を取り、速やかに適切な方法で回収する。状況によっては専門家への分析依頼について検討する必要がある。ここでは、死体回収に関する適切な方法を記す。

【死体回収時の記録事項】

主な記録事項として以下のことが挙げられる。専用の記録用紙を用意する。

- 死体確認の日時と状況：発見時の場所と時間。回収前に写真を撮影する。
- 死体の状態：外傷の有無、出血や腫瘍、異常行動の跡、周囲の血痕の有無、凶器の有無など
- 個体の基本情報：雌雄、月齢あるいは幼獣、成獣など
- その他の事項：周囲のウサギに異常や変化がないかなど

【死体の回収方法】

- ① 死体に直接触れないように使い捨てのゴム手袋などを用いる。（粘液や血液に触れないようにする）
- ② 死体は黒色のビニール袋に入れるが、その際に死体がビニール袋の外側に接触しないようにする。落ち葉などの余分な有機物を含めない。紐などで口をしっかりと結び消毒用アルコールを噴霧する。
- ③ 2つ目のビニール袋を被せ、紐などで口をしっかりと結び、消毒用アルコールを噴霧する。
- ④ 収まりの良い適切なサイズの段ボール箱に入れて封をする。
- ⑤ 専門家への分析依頼について検討。必要に応じて冷凍保存する。
- ⑥ 分析の必要がない場合は、自治体のルールに従って処分を行う。



参考資料

・令和6年度のウサギ複数死事件の顛末と対応の検証

表 I に本事件の顛末を記す。

表 I 令和6年度におけるウサギ複数死事件の顛末

年	月日	環境省を中心とした主要な動き
令和5年	11月26日	休暇村により26日と28日合わせて13個体の死亡個体が確認される。 環境省中国四国地方環境事務所は広島事務所と休暇村に経過観測を指示。
	12月17日	広島事務所の巡回で新たに死亡3個体が確認される。
	12月18日	休暇村により新たに死亡16個体が確認される。
	12月20日	12/17及び18の状況を踏まえ、2回目の事例確認として病理検査の検討開始。
令和6年	1月6日	11月、12月の死亡個体を嘉手苺先生に提供し、保存状態のよい個体のみの病理解剖が実施される。
	1月10日	関係者連絡会議（オンライン）を開催し、事実関係の共有と公表と啓発内容について調整（事実関係のみ公表することとなった。）。
	1月14日	休暇村より1/9-12の新たな45個体の死亡数の報告あり。
	1月15日	環境省より竹原警察署に情報提供。
	1月20日	環境省中国四国地方環境事務所ホームページに情報掲載。
	1月21日	ウサギの保護活動を行っている方が、ウサギに危害を加える不審者を現行犯で取り押さえる。当該不審者に事情聴取すると11月以降の不審死を自供。 休暇村から広島県警に連絡を入れ、被疑者を引き渡す。
	1月22日	広島県警がウサギ虐待事件について報道発表。
	1月23日	関係者による緊急連絡会議（オンライン）を開催し、検査結果などを共有し、意見交換。
	1月27日	第1回ウサギ緊急対策会議（オンライン）を開催し、死亡個体の状況と検査結果などを共有。今後の対策の方向性について意見交換。
	2月6日	第2回ウサギ緊急対策会議（ハイブリット）を開催し、リスク管理の方向性とリスク管理について意見交換。
	2月10日	広島県警がウサギ殺傷容疑で当該者を再逮捕。
	2月14日	嘉手苺先生より検体3個体の分析報告があり（人為的要因が濃厚との見解）。
	3月3日	複数のウサギを虐待したとして広島地方裁判所呉支所は当該者を動物愛護管理法違反で起訴。
	3月4日	令和6年度大久野島未来づくり実行委員会を開催。平常時・緊急時の情報共有体制フローの運用を承認。
	3月14日	竹原警察署より、追加3個体の追送検をもって捜査終結の公表あり（7個体分の立件）。
4月14日	広島地方裁判所呉支部において愛護動物7頭に対する虐待行為などにより、被告人に対し懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決が言い渡された。	

【対応の検証】

1 虐待事件における教訓と課題

本件における教訓と課題として以下のことが挙げられる。

- 虐待事案が想定されていなかった。
- ウサギの大量死が発生した際に、ビジターセンターおよび休暇村大久野島を核とした現在の情報収集体制だけでは十分な対応が難しかった。
- ウサギの大量死が発生した際に、広島事務所での情報集約を行い、ビジターセンターへの必要な措置に関する指示が必要であった。
- ウサギの大量死が発生した際に、衛生上適切な死体回収の方法を記したマニュアルが必要であった。
- ウサギの大量死が発生した際に、死因を検査する体制が構築できていなかった。
- 職員関係者の安全を確保しつつ虐待行為の被疑者に対応するマニュアルが必要であった。
- ウサギルールの徹底及びマナー向上につなげる情報が不足していた。

2 課題への対応

2025（令和 6）年度のウサギ複数死事件は、性善説を前提に島におけるウサギルールを設ける中で起き、想定されるウサギに係るリスクに対する準備や体制づくりが島の観光の現状に追いついていないことを知らしめた。そして、ウサギへの虐待行為自体への対応だけでなく、感染症対策についても課題があることを浮き彫りにした。そこで、本マニュアルの作成にあたっては、課題を解決するために「久野島の恩恵をうけ、島の資源を享受している各機関、事業者、来島者等」が協働でリスク管理にあたることとした。

今回の教訓から学び、課題を解消するために以下のことを行った。なお、マニュアルの作成においては、関係者が参考資料となるように、虐待事件（類似事件を含む）やウサギの法的位置づけなどの情報も掲載した。

- ・虐待事案の発生を想定したウサギリスク管理マニュアルの策定
- ・ウサギに係る疑い事案に対応するフローの作成
- ・情報共有のルートの確立

「表 7 ウサギにみられる人獣共通病に関する概要」の各疾病に関する情報源

分類	疾患名	情報元
細菌性	パスツレラ症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://cvm.missouri.edu/diseases-of-research-animals-dora/rabbits/pasteurellosis/ ■ https://www.msdivetmanual.com/exotic-and-laboratory-animals/rabbits/bacterial-and-mycotic-diseases-of-rabbits
	野兎病	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://www.anicom-sompo.co.jp/doubutsu_pedia/node/1209 ■ https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/disease_Dictionary/todoke/152158.html ■ https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%87%8E%E5%85%8E%E7%97%85
	皮膚糸状菌症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-031-44542-2_27 ■ https://hrcak.srce.hr/clanak/471394
	黄色ブドウ球菌症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://cvm.missouri.edu/diseases-of-research-animals-dora/rabbits/staphylococcus-aureus/ ■ https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-031-44542-2_24 ■ https://www.mdpi.com/2076-2607/13/3/653
ウイルス性	E 型肝炎	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://wwwnc.cdc.gov/eid/article/31/4/25-0074_article ■ https://www.x-mol.com/paper/1726988850096263168?adv ■ https://wvj.science-line.com/attachments/article/85/WVJ15%281%29%20182-193,%202025.pdf ■ https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/22221751.2020.1858178
	ウサギ出血病 (RHD)	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://www.aphis.usda.gov/sites/default/files/fs-rhdv2.pdf ■ https://cwhl.vet.cornell.edu/disease/rabbit-hemorrhagic-disease ■ https://www.ages.at/en/human/disease/pathogens-from-a-to-z/rabbit-hemorrhagic-disease ■ https://www.woah.org/fileadmin/Home/eng/Animal_Health_in_the_World/docs/pdf/Disease_cards/RHD.pdf
寄生虫性	ツメダニ症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://cvm.missouri.edu/diseases-of-research-animals-dora/rabbits/cheyletiella-parasitovorax/ ■ https://cdn.mdedge.com/files/s3fs-public/CT099005335_0.PDF ■ https://link.springer.com/rwe/10.1007/978-3-031-52133-1_247-1
	クリプトスポリジウム症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://iacuc.wsu.edu/zoonoses-associated-with-rabbits/
	ジアルジア症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://onlinelibrary.wiley.com/doi/pdf/10.1002/vms3.70176 ■ https://link.springer.com/article/10.1007/s00436-021-07325-2 ■ https://ouci.dntb.gov.ua/en/works/le1N2vOl/
	リーシュマニア症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://www.cdc.gov/dpdx/leishmaniasis/index.html ■ https://onlinelibrary.wiley.com/doi/pdf/10.1111/zph.13139 ■ https://irec.es/en/featured-posts/Rabbits-and-hares-play-a-key-role-in-leishmaniasis/

分類	疾患名	情報元
その他	レプトスピラ症 (ワイル症)	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://www.cdc.gov/leptospirosis/pets/index.html ■ https://www.msdivetmanual.com/infectious-diseases/leptospirosis/leptospirosis-in-animals-overview ■ https://archrazi.areeo.ac.ir/article_103972_a7703720a0fdff72327fac233cd78105.pdf ■ https://www.mdpi.com/2306-7381/12/3/285
	鼠咬症	<ul style="list-style-type: none"> ■ https://www.cdc.gov/rat-bite-fever/about/index.html ■ https://www.cfsph.iastate.edu/Factsheets/pdfs/rat_bite_fever.pdf ■ https://www.frontiersin.org/journals/medicine/articles/10.3389/fmed.2024.1345354/pdf ■ https://www.jstage.jst.go.jp/article/jamt/71/3/71_21-125/_html/-char/en

大久野島未来づくり実行委員会
令和 8 年度事業計画（案）

	項目	概要	主体
ウサギ部会・広報部会関係			
ウ-1	モニタリングの実施	島内ルールの周知状況等に関するモニタリング手法 10 項目を実施する。	ビジターセンター、休暇村
ウ-2	大久野島ウサギリスク管理マニュアルの運用	策定したマニュアルを運用する。	関係者
ウ-3	ルールの普及啓発活動	実行委員会メンバーが連携して、1 日程度、利用ルールの普及啓発活動を実施する。	関係者
観光部会関係			
観-1	魅力的な観光メニューの開発等	各団体での取組等も含め、開発されるメニュー等について協議、共有等を行うとともに、周知について連携を図る。	関係者
観-2	観光業の視点から見た大久野島観光の安全対策の検討	観光業の視点での安全対策について、議題に応じた協議を行う。	関係者

大久野島未来づくり実行委員会 令和 8 年度会議開催計画

会議等	議題（予定）
観光部会（第 1 回） 令和 8 年 7 月 会場：竹原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な観光メニューの開発等 ・観光業の視点から見た大久野島観光の安全対策について 他
ウサギ・広報部会（第 1 回） 令和 8 年 1 0 月 会場：竹原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについて ・リスク管理について
ルール普及啓発キャンペーン 令和 8 年 1 1 月 会場：大久野島	—
観光部会（第 2 回） 令和 9 年 2 月 会場：竹原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な観光メニューの開発等 ・観光業の視点から見た大久野島観光の安全対策について 他
ウサギ・広報部会（第 2 回） 令和 9 年 2 月 会場：竹原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについて ・リスク管理について
大久野島未来づくり実行委員会 令和 9 年 3 月 会場：竹原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・役員改選について ・令和 8 年度事業結果について ・令和 9 年度事業計画（案）について

大久野島未来づくり実行委員会役員一覧

○現行

任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

役員名	所属・役職
委員長	中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官
副委員長 (代行序列①)	竹原市 企画部 産業振興課 課長
副委員長 (代行序列②)	休暇村大久野島 支配人

表 1 島内ルールの周知状況等に関するモニタリング手法候補 10 項目（令和 7 年度見直し）

分野	No.	モニタリング候補項目	モニタリング内容	頻度	実施者	試験運用
ウサギ	1-1	ウサギ個体数	全島的なウサギの個体数について、ラインセンスによって確認する	年 1 回	VC	●
			特定のエリアにおけるウサギの個体数について、ラインセンスによって確認する（変動を把握するための簡易モニタリング）	年数回	VC	●
	1-2	ウサギの傷病個体数	ラインセンスにおいて、傷病ウサギの個体数を確認する	年 1 回	VC	●
	1-3	植生への影響	特定のエリアに設けた調査区において、草本類及び低木下枝の採食（ラビットラインを含む）の状況を確認する	年 1 回	VC	●
観光客	2-1	観光客の数	乗船者数、VC 入館者数、毒ガス資料館入館者数、休暇村宿泊者数についてそれぞれ把握し、集計する	通年	VC 休暇村	
	2-2	来島者へのルール・マナーの周知状況	来島者への簡易な web アンケート調査により、ルール・マナーの認知度を把握する（令和 6 年度に実施済み）	通年	関係者	
	2-3	ウサギの取扱いに係る悪質又は異常な事例	観光客によるウサギの取扱いに係る悪質又は異常な事例について、通報事例や確認事例を整理する	通年	VC 休暇村	
	2-4	VC 利用者のウサギの展示に関する理解度	VC 利用者へのアンケート調査により、ウサギの展示内容の理解度を把握する	年数回	VC	
快適利用	3-1	エサの食べ残しによるごみの量	特定の期間（多客期や強化月間など）におけるエサの食べ残しによるごみの量を把握する	年 2 ～ 3 回	VC 休暇村	
	3-2	イノシシの確認数	イノシシの出没状況について、通報事例や確認事例を整理する	通年	VC 休暇村	
	3-3	イノシシによる観光客への被害の数	イノシシによる観光客への被害の有無について、通報事例を整理する	通年	VC 休暇村	

※VC はビジターセンターの略、黄色着色 ■ が今回見直しとなった箇所。

大久野島未来づくり実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、大久野島未来づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、大久野島の利用及び保全に関する行政機関、民間事業者・団体等が集まり、関係者間で大久野島が抱える様々な課題の解決に向けて合意形成を図るとともに、大久野島のより良い未来づくりのために協力して取り組むことにより、大久野島の国立公園としての自然風景及び利用環境の保全向上並びに周辺地域を含む観光振興等につなげ、持続可能な地域の実現に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大久野島を訪れる際の共通のルールや方針の決定
- (2) 共通のルールや方針に基づいた取組の推進
- (3) 定期的なモニタリングの実施
- (4) 大久野島及び周辺地域の魅力の向上に関する事業

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる行政機関及び関係民間事業者・団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 実行委員会は、構成団体毎の一役職を委員として組織する。なお、構成団体が個人である場合は、当該個人を委員とする。

3 構成団体の追加、除名については、2者以上の委員の発議をもって実行委員会に付議し、決議する。

4 実行委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

5 構成団体は、その退会の1ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(役員を選任及び任期)

第5条 役員は委員の互選により選出する。

2 役員は任期は原則として、2年とする。ただし、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終の会計年度にかかる実行委員会の終結時が2年を超える場合は、当該終結時までを任期とすることができる。なお、再任は妨げない。

3 役員の任期中であっても、実行委員会の議決によって解任することができる。

(役員の仕事)

第6条 委員長は実行委員会を代表し、その会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等がある時はその職務を代行する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、委員長の招集により必要に応じて開催する。

2 委員の過半数の者は、委員長に対し、会議に付議すべき事案を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、委員長は請求日から起算して30日以内に招集しなければならない。

4 実行委員会の会議は、第3条の事業に関する事、会の運営に関する事、その他必要な事項を協議する。

5 団体を代表する委員は、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。代理人が出席する場合は、原則として、当該代理人が委員の権限の一切について、委任を受けたものとみなす。

6 会議を欠席する構成団体は、委任状又は表決書面を提出することで、出席したものとみなす。それらの提出なく欠席した場合は、棄権したものとみなす。

7 会議の議決は、原則として全会一致とする。ただし、過半数に満たない棄権があった場合であって、出席者及び表決書提出者の全員の賛否が一致した場合は、全会一致とみなす。なお、議決権は委員毎に1票とする。

8 実行委員会には、必要に応じて、委員以外の有識者等を出席させ、その意見を聞くことができる。

9 会議出席者と相互に意思疎通が可能である等の条件が整う場合は、WEBでの出席を可とする。ただし、委員長から特段の要請があった場合は、この限りではない。

(事務局)

第8条 本会の事務局を環境省中国四国地方環境事務所及び竹原市産業振興課に置き、会の庶務を行う。

(部会)

第9条 第3条の事業の具体的・専門的事項の検討、協議、並びに活動を行うため、実行委員会の下に、部会を設置することができる。また、その必要が無くなれば、これを廃止することができる。

2 部会の設置及び廃止については、2者以上の委員による発議をもって実行委員会に付議し、決定する。

3 各部会に事務局を置き、会の庶務を行う。事務局は、部会の経過及び結果を実行委員会に報告する。

4 部会に属する会員は、実行委員会にて選任する。なお、第10条の大久野島未来づくりサポーターから希望者数名を任期一年間の会員として選任することができる。希望者多数の場合は抽選による。

5 部会には、委員長が会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(大久野島未来づくりサポーター制度)

第10条 第3条の事業に資するものを促進することを目的として、実行委員会が行う各種活動を支援する個人及び団体の参加を募るため、大久野島未来づくりサポーター制度（以下「サポーター」または「サポーター制度」という。）を設ける。

2 サポーター制度は実行委員会の事務局が管理・運営を行う。

3 サポーターは登録制とし、別に定める活動方針に基づき活動を行う。

(その他)

第11条 その他、この規約に定めるものの他、実行委員会の運営に関する必要な事項については、実行委員会の協議を経て委員長が別に定める。

2 前項のうち、軽微な事項については、実行委員会の了承を得て委員長が専決することができる。

3 実行委員会への加入金は無料とする。役員及び委員の報酬その他経費は、無償とする。

4 実行委員会の議事の記録は、原則として、録音記録による。録音記録は、事務局により全文反訳の上、出席委員の確認を経て作成する。ただし、委員長が全文反訳の必要がないと認める委員会の記録、録音機材の不具合等により録音されなかった委員会の記録は、要点記録による。要点記録は、事務局が要点を整理し、出席委員の確認を経て作成する。作成した議事の記録は、事務局から委員に電子媒体で共有する。開示請求は事務局（中国四国地方環境事務所）で受け付け、情報公開法第5条に基づき、処理する。

附則

この規約は、令和3年11月22日から施行する。

この規約は、令和6年3月14日から改正する。

大久野島未来づくり実行委員会運営細則

(部会の設置)

第1条 実行委委員会の下に設置する部会は、次の部会から構成される。

- (1) ウサギ部会
- (2) 広報部会
- (3) 観光部会

(検討事項)

第2条 部会では、次の事項に関する協議や活動を行う。

- (1) ウサギ部会
ウサギの個体群管理を土台にした利用の適正化（ウサギ全般、ルール・マナー、モニタリング調査、その他管理）に関する事項
- (2) 広報部会
普及啓発に関する事項
- (3) 観光部会
魅力の向上（混雑対策含む）に関する事項

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための事務局を設ける。

- (1) ウサギ部会
環境省中国四国地方環境事務所
- (2) 広報部会
環境省中国四国地方環境事務所
- (3) 観光部会
竹原市産業振興課

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議運営
- (2) その他部会に関する事項

附則

この細則は、令和3年11月22日から施行する。

この細則は、令和4年7月11日に改正する。(観光部会事務局の設置)